

令和7年 公共土木施設災害復旧事業

第50号 普通河川 佐久保川

河川災害復旧工事 工事仕様書

事業主体 広島県庄原市
施行箇所 庄原市東城町三坂（新神田谷橋上）

特記仕様書

第 1 章 総 則

第 1 節 適 用

- 1 本特記仕様書は、**第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事** に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・土木工事共通仕様書（令和7年8月 広島版（適用区分「広島」及び「広島県」））
 - ※ 土木工事共通仕様書は、「広島県の調達情報」に掲載されている。 <https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
 - ・その他関連規格類

第 2 節 適用除外

本工事では、土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）における下記の項目については適用しない。

- ・ 1-1-2-14 施工管理 1. 標示板の設置
- ・ 1-1-3-7 契約後 V E 工事
- ・ 1-1-3-9 県産木材の活用
- ・ 3-1-1-7 工事完成図書の納品 6. 地質調査の電子成果品等

第 3 節 用語等の読みかえ

土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）に規定されている用語等については次のとおり読みかえる。

土木工事共通仕様書に規定されている用語等		特記仕様書第1章総則で読みかえる用語等	
1-1-1-2 用語の定義	6. 設計図書	工事数量総括表	本工事費内訳書
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事監督規程	庄原市建設工事監督規程
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事検査規程	庄原市建設工事検査規程
1-1-2-2 用語の定義	1. 監督職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-2 用語の定義	2. 総括監督員	広島県契約規則（昭和39年4月1日規則第32号）	庄原市契約規則（平成17年3月31日規則第47号）
1-1-2-2 用語の定義	4. 技術検査	土木工事検査技術基準	庄原市建設工事検査基準
1-1-2-2 用語の定義	5. 検査職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-5 工事の下請負	1. 下請負者の資格	広島県の建設工事入札参加資格	庄原市の建設工事入札参加資格
1-1-2-5 工事の下請負	2. 指名除外	広島県の「建設業者等指名除外要綱」の指名停止	庄原市建設業者指名除外基準要綱の指名除外
1-1-2-5 工事の下請負	5. 下請け	広島県内	庄原市内
1-1-2-5 工事の下請負	6. 県外業者を下請業者とする場合の理由書	県外	市外

第 4 節 災害復旧工事に係る緩和措置

本工事は、災害復旧工事に該当し、緩和措置については、次のとおり取り扱う。

- 1 現場代理人（請負金額が 4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満の場合に限る。）が、特記仕様書 第1章 総則 第5節

「現場代理人の兼務」1に掲げる条件（（3）の条件を除く。）を満たすときは、同節の申請手続をすることなく、他の公共工事の現場における現場代理人又は主任技術者との兼務を認める。

- 2 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、配置技術者の継続配置が困難となった場合は、土木工事共通仕様書1-1-3-1 主任技術者及び監理技術者の変更「1. 技術者変更の事由」(1)の真にやむを得ない事由に該当するものとし、配置技術者の途中交代を認める。
- 3 請負金額が 3,500万円未満の災害復旧工事等については、原則、評定の対象外とする。なお、変更契約により 3,500万円以上になった場合も、評定の対象としない。
- 4 請負金額が 5,000万円未満の工事については、中間検査を省略する。

第 5 節

現場代理人の兼務

1 受注者は、請負金額が 4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満に該当し、現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

- (1) 兼務する工事が公共工事であり、庄原市内の工事であること。
- (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め5件（災害復旧工事に係る件数を除く）以内であること。
- (3) 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
- (4) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

なお、(3)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

2 受注者は、請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）以上に該当し、工事箇所が10km程度以内で密接な関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される工事とし

て、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

- (1) 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること。
- (2) 兼務する工事箇所が全て庄原市内であること。
- (3) 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
- (4) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

なお、(3)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

3 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、速やかに受注者に通知する。

- 4 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、兼務の承認を取消すものとする。
 - (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき。
 - (2) 兼務を承認した日から起算して14日（庄原市の休日を定める条例（平成17年3月31日条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき。
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき。
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき。
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務をすることが適当でなくなったとき。
 - (6) その他、発注者の判断で兼務をすることが適当でなくなったとき。
- 5 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

第 6 節

現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

- 1 建設業法第26条第3項第1号の規定（以下、「専任特例1号」という。）の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
 - (1) 主任技術者又は監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
 - (2) 工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者が1日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合において、工事現場間の移動時間がおおむね2時間以内であること。
 - (3) 下請次数が3を超えないこと。
 - (4) 連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1年以上の当該業務の実務経験を有する者）を工事現場に配置すること。
 - (5) 工事現場の施工体制を、主任技術者又は監理技術者が情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること
 - (6) 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎及び営業所に備え置くこと。
 - (7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - (8) 兼務する工事についても、上記（2）～（7）の要件を全て満たすこと。
 - (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例1号に係る条件を満たすこと。
- 2 専任特例1号を適用する主任技術者又は監理技術者を配置する場合には、前項（2）～（8）を確認するため、施工計画書に前項（6）の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。
- 3 建設業法第26条第3項第2号の規定（以下、「専任特例2号」という。）の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
 - (1) 建設業法施行令第29第1項で定める者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同一であること。
 - (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、こ

- れら複数の工事を一の工事とみなす。
- (5) 監理技術者が兼務する工事の施工箇所は、工事箇所の間隔が10km程度以内であること。
 - (6) 監理技術者は施工に係る主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
 - (7) 監理技術者は監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制とすること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例2号に係る条件を満たすこと。
- 4 専任特例2号を適用する監理技術者を配置する場合には、前項(6)～(8)を確認するため、施工計画書に業務分担、連絡体制等を記載すること。
- 5 建設業法第26条の5第1項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第26条の5第1項の規定を準用する経営業務の管理責任者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
- (1) 配置する営業所（経営業務の管理責任者の場合は主たる営業所）で請負契約を締結
 - (2) 配置する工事現場の数が1であること。
 - (3) 配置する営業所と工事現場間が、1日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と当該営業所との移動時間がおおむね2時間以内であること。
 - (4) 下請次数が3を超えないこと。
 - (5) 連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1年以上の当該業務の実務経験を有する者）を当該営業所及び工事現場に配置すること
 - (6) 工事現場の施工体制を、営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は経営業務の管理責任者が情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
 - (7) 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場及び営業所に備え置くこと。
 - (8) 当該営業所から当該工事現場の状況確認のために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）に係る条件を満たすこと。
- 6 建設業法第26条の5第1項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第26条の5第1項の規定を準用する経営業務の管理責任者を配置する場合には、前項(3)～(8)を確認するため、施工計画書に前項(7)の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。

第 7 節 情報共有システム

本工事は、受注者からの申し出により監督員が承諾した場合に限り、情報共有システムを利用することができる。なお、利用することとなった場合には土木工事共通仕様書 1-1-1-26 施工管理「10. 工事情報共有化」に従うこと。

第 8 節 工事関係書類の事前協議（情報共有システム利用工事に限る。）

受注者は、「土木工事書類作成マニュアル（案）令和2年11月（令和7年8月改定）広島県」に記載のある「2 工事関係書類一覧」に基づき、工事着手前に、工事書類の電子又は紙による提出又は提示方法を監督員と事前協議し決定する。ただし、出来形管理図表・品質管理表・工事写真の提出又は提示方法については、紙に変更できるものとする。

第 9 節 遠隔地からの労働者を確保する場合の積算方法

- 1 「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工

事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、積算基準書等の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更を行う。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上げ費（宿泊費、借上げ費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 受注者は、遠隔地から労働者を確保する場合、実績変更対象費の割合を参考にし、工事着手までに実施計画書を作成し、監督職員に提出する。
- 3 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更が必要な場合は、実績報告書及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 5 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、積算基準書等に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた額を加算して算出する。
なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。
- 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。
- 7 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 8 本工事における実績変更対象費の割合は次のとおりである。
 - (1) 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象費（労働者送迎費、宿泊費、借上げ費）の割合： 9.19%
 - (2) 現場管理費に占める実績変更対象費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合： 1.24%

第 10 節

法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
 - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
 - (2) 上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
 - (3) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第 11 節

建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書 1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利

用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
 - ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
 - イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付をを求めるものとする。

- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
 - (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
 - (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
 - (4) 建設発生土の搬出量
 - (5) 建設発生土の搬出が完了した日
- 1 0 建設発生土の搬入元への受領書の交付
受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。
- 1 1 受領書の内容確認
受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。
- 1 2 受領書の保管
受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 1 3 建設発生土の最終搬出先までの確認
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。
- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
 - (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
 - (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
 - (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第 2 章 材 料

第 1 節 ブロック積（空積）

- 1 受注者は、この工事に使用するブロック積（空積）の製品選定においては、次に示す条件を満足する製品から選択し、その外観及び品質規格証明書等により事前に監督職員の承認を得ること。
- (選定条件)
- ・壁体重量： **0.81** t/m²以上
 - ・設計流速： **5** m/Secまで
 - ・自然環境： **地山との透水性確保が可能な製品**
- 2 壁体重量の確認は、当該工事で使用するコンクリートブロック及び中詰材と同じ組み合わせにより施工した実績がある場合は、「壁体重量検査実績報告書」により監督職員の承認を得て省略することができる。
ただし、施工実績として認められるものは、広島県北部建設事務所庄原支所又は庄原市発注の工事に限る。
- 3 当該現場で使用するブロック積（空積）の調達に時間がかかる、又は困難な場合には速やかに監督職員に報告し、対応について協議すること。

第 3 章 施工条件

第 1 節 公害対策

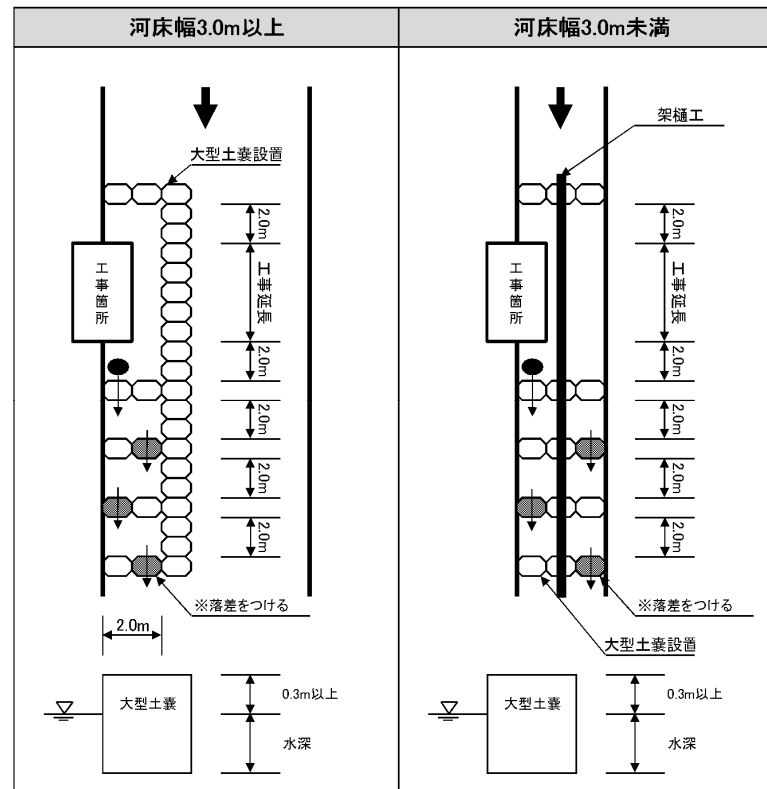
1 水替・流入防止施設

内容
期間

水替工として必要最小限の仮締切工と締切排水工を見込んでいる。
掘削作業時

2 濁水・湧水処理

- 1 濁水処理（沈砂池）を施工することを見込んでいる、当施設は、任意仮設とする。
- 2 下記の図を基準とするが、これによらない場合も同等の施設を施工する事とし監督職員の了解を得て工事着手すること。
- 3 漁業権設定区域内の箇所並びにその区域内に影響を与える恐れのある箇所についても、工事着手前に漁業組合の同意を得ること。
- 4 工事発注後に明らかになった、やむを得ない事情により上記により難しい場合は、発注者と受注者が協議するものとする。
- 5 使用した大型土のう袋等はナンバーリングを行い、撤去時に空袋枚数を記録し確実に河川内に残させないように管理すること。



第 2 節 工事用道路

1 仮設道路

安全施設	出入口に柵を設置すること。
工事後の処置	原形復旧
維持管理内容	粉じん防止の散水（随時）、路面補修のための補修材を必要とする場合は別途協議すること。

第 3 節 盛 土

1 流用土（工事内流用）

本工事の施工により発生する土のうち、**30** m³（地山土量）については当該工事に流用するものと見込んでいる。

2 購入土〔搬入〕（新材料）

本工事では、**20** m³（ほぐし）の土砂購入を見込んでいる。

なお、新材料の購入土砂を見込んでいるが、建設発生土処分先一覧表に掲載された建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土（改良土を含む。）を使用することが可能である場合は、その使用に努めるものとする。

ただし、使用する処理土がセメント及びセメント系固化材を使用した改良土の場合、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」に基づき、建設発生土リサイクルプラントから試験結果の提示を受けるとともに、施工後に六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

第 4 節 建設副産物

1 建設発生土〔搬出〕（建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積））（指定処分（A））

当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のいずれかに搬出するものとする。

また、搬出先として、建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

搬出場所 **(有)小塩組 三坂残土埋立地** **庄原市東城町三坂字姿谷404-1**

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

第 4 章 その他

- 1 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
- 2 事前に関係河川漁協と協議を行い、同意等の承諾を得ること。

工 事 概 要

工 事 名	第50号 普通河川 佐久保川 河川災害復旧工事						
施 行 箇 所	庄原市東城町三坂 (新神田谷橋上)						
工 事 概 要	費目工種	工 種	種 別 ・ 細 別	数 量		単 位	摘 要
				当 初	変 更		
		復旧延長 L=		16.0		m	
		復旧延長 (左岸) L=		16.0		m	
	土工 擁壁工 仮設工	掘削工		30.0		m3	
		コンクリートブロック積工 (河川用控50cm)		44.0		m2	
		工事用道路工 (盛土)		15.0		m2	
工事用道路工 (敷鉄板)			67.0		m2		

令和 7 年度

第50号 普通河川佐久保川 河川災害復旧工事

庄原市東城町三坂（新神田谷橋上）

地内

工 事 価 格

消 費 税 相 当 額

工 事 費 計

積算情報

工事名	第50号 普通河川佐久保川 河川災害復旧工事		
執行年度	令和 7 年度	諸経費区分	公共 令和07年度
工種区分	河川工事	変更回数	
単価適用年月日	令和 8年 4月 1日付 公共	単価地区	53:庄原市(旧東城町)
機損適用年月日	令和 7年度 公共・林道	歩掛適用年月日	令和 7年 8月 公共

補正情報

施工地域及び 工事場所による補正率	共通仮設費 …………… 補正無し 現場管理費 …………… 補正無し
現場環境改善費	計上しない
冬期補正	冬期補正無 (0.00 %)
緊急工事補正	緊急工事補正無
前払支出割合区分	35%を超え40%以下
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正を行わない

諸経費設定情報

名 称	値
【 週休2日補正 】	補正なし
< 公共工事 >	
【 工区名称：河川工事02】	
[工種]	河川工事
[主要項目]	
施工地域	補正無し
前払金支出割合区分	35%を超え40%以下
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正を行わない
諸経費を前回金額に固定	前回金額に固定しない
[共通仮設費]	
率指定	しない
補正係数の加重平均まるめ	小数3位四捨五入2位止め
[現場環境改善費]	
現場環境改善費計上区分	計上しない
[現場管理費]	
率指定	しない
施工時期、工事期間による補正	行わない
緊急工事補正	緊急工事補正無
補正係数の加重平均まるめ	小数3位四捨五入2位止め
[一般管理費等]	
率指定	しない
工事価格端数調整	千円止め
[間接労務費]	
[工場管理費]	
[工期延長等に伴う増加費用]	
工期延長等に伴う増加費用計上区分	計上しない
[消費税]	
(経過措置)複数の税率を適用する	複数税率を適用しない

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
河川工事02	1	式				
築堤・護岸	1	式			Lv1	
河川土工	1	式			Lv2	
掘削工	1	式			Lv3	
掘削	1	式			Lv4	
掘削 小規模 土砂 標準	30	m3			P 1号	
盛土工	1	式			Lv3	
路体(築堤)盛土	1	式			Lv4	
路体(築堤)盛土 2.5m未満	8	m3			P 2号	
残土処理工	1	式			Lv3	
土砂等運搬	1	式			Lv4	
土砂等運搬 小規模 1ヶ所山積0.28m3(平積0.2m3) 土砂 7.5km以下 DID区間無 夕作損耗費(良好)含む	50	m3			P 3号	

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
残土等処分	1	式			Lv4	
建設発生土受入費 砂・砂質土・礫質土 (有)小塩組三坂残土埋立地 受入地 庄原市東城町	50	m3				
護岸基礎工	1	式			Lv2	
作業土工	1	式			Lv3	
床掘り	1	式			Lv4	
床掘り 土砂 小規模	50	m3			P 4 号	
埋戻し	1	式			Lv4	
埋戻し(ルーズ) 土砂	20	m3			単 5 号	
法覆護岸工	1	式			Lv2	
コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)	1	式			Lv3	
コンクリートブロック基礎	1	式			Lv4	
基礎工(控え50cm) 1:0.4	15	m			単 6 号	

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
大型ﾌﾞﾛｯｸ積	1	式			Lv4	
中空型ブロック(河川用) 控500	44	m2			明 7 号	
胴込・裏込材(砕石)	1	式			Lv4	
胴込・裏込材(砕石) 大型ﾌﾞﾛｯｸ 再生砕石 RC-40	23	m3			P 8 号	
胴込・裏込材(砕石) 大型ﾌﾞﾛｯｸ 割ぐり石(150~50mm)	12	m3			P 9 号	
吸出し防止材(全面)設置	1	式			Lv4	
吸出し防止材(全面)設置	44	m2			P 10 号	
天端ｺﾝｸﾘｰﾄ	1	式			Lv4	
天端ｺﾝｸﾘｰﾄ 控50cm	15	m			単 11 号	
小口止ｺﾝｸﾘｰﾄ	1	式			Lv4	
1号小口止工	1	箇所			単 12 号	
2号小口止工	1	箇所			単 13 号	

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
雑工	1	式			Lv2	
雑工(すり付工)	1	式			Lv3	
すり付工	1	式			Lv4	
すり付工 練石積	4	m2			単 14 号	
付帯道路工	1	式			Lv2	
路側防護柵工	1	式			Lv3	
ガードレール	1	式			Lv4	
防護柵(ガードレール)設置工(手間のみ) 土中建込 塗装 Gr-C-4E 曲線部無 規模21m未満 時間制約無 夜間作業無	4	m			施 15 号	
構造物撤去工	1	式			Lv2	
防護柵撤去工	1	式			Lv3	
防護柵撤去(ガードレール)	1	式			Lv4	
防護柵(ガードレール)撤去工 土中建込 Gr-A,B,C-4E 時間制約無 夜間作業無	4	m			施 16 号	

本 工 事 費 内 訳 書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
仮設工					Lv2	
工事用道路工	1	式			Lv3	
工事用道路盛土	1	式			Lv4	
購入土(土砂2)						
見積	20	m3				
土砂等運搬 標準バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂 15.5km以下 DID区間無 夕作損耗費(良好)含む	17	m3			P 17号	
路体(築堤)盛土 4.0m以上 20,000m3未満 障害無し	15	m3			P 18号	
再生クラッシャー 40~0mm	4	m3				
整地 敷均し(ルーズ) 標準(10,000m3未満) 障害無し	4	m3			P 19号	
積込(ルーズ) 土砂 土量50,000m3未満	19	m3			P 20号	
土砂等運搬 標準バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂 11.5km以下 DID区間無 夕作損耗費(良好)含む	19	m3			P 21号	
建設発生土受入費 砂・砂質土・礫質土 宮田建設(株)宇山残土処分場 受入地 庄原市東城町	19	m3				
敷鉄板	1	式			Lv4	

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
敷鉄板設置・撤去	67	m ²			施 22 号	
敷鉄板賃料 22 × 1524 × 3048 (mm) 供用日数23日	15	枚			施 23 号	
土留・仮締切工	1	式			Lv3	
土のう	1	式			Lv4	
大型土のう製作・設置・撤去	7	袋			単 24 号	
仮締切工	1	式			Lv4	
架橋工	33	m			施 25 号	
水替工	1	式			Lv3	
ポンプ排水	1	式			Lv4	
ポンプ設置・撤去	1	箇所			施 26 号	
ポンプ運転 作業時排水 排水量0以上120m ³ /h未満 全揚程10m	1	日			施 27 号	
廃プラスチック処理工	1	式			Lv3	

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
運搬処分	1	式			Lv4	
現場発生品及び支給品運搬 クレーン装置付2t積 吊能力2.9t DID区間無 運搬距離49.0km以下	0.01	t			P 28 号	
廃プラスチック受入費 大型土のう袋 見積	7	袋				
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(積上げ)	1	式				
運搬費	1	式				
仮設材等の積み込み・取卸し費 基地積込 現場 基地取卸 仮設材12 t	1	式			施 42 号	
仮設材等の運搬 製品長12m以内 割増なし 往復 片道運搬距離12.7km	1	式			施 43 号	
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				金銭的保証を必要としない
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 1 号 施工パッケージ 】							
掘削 小規模 土砂 標準							
1 m3 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			26.01				
バックホウ(クワ型) [標準型・排対型:2次基準] 標準バックホウ 山積0.28m3[平積0.2m3]			26.01				
【労務】			62.89				
運転手(特殊)			62.89				
【材料】			11.10				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			11.10				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 土質 土砂 [J6] = 7 施工数量 標準			[J2] = 5 施工方法 上記以外(小規模)				

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 2 号 施工パッケージ 】							
路体(築堤)盛土 2.5m未満							
1 m3 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			0.66				
<賃>振動ローラ(ハンドガイド式) 質量0.8~1.1t			0.66				
【労務】			99.11				
普通作業員			90.70				
特殊作業員			8.41				
【材料】			0.23				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			0.23				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 施工幅員 2.5m未満							

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 3 号 施工パッケージ 】							
土砂等運搬 小規模 ハックル山積0.28m3(平積0.2m3) 土砂 (7.5km以下 DID区間無 , タイヤ損耗費(良好)含む)							1 m3 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			26.52				
ダンプトラック[オート・ティール] 4t積級			26.52				
【労務】			61.90				
運転手(一般)			61.90				
【材料】			11.58				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			11.58				
【端数調整】							
[条件]							
[J1] = 2 土砂等発生現場 小規模			[J2] = 5 積込機種・規格 ハックル山積0.28m3(平積0.2m3)				
[J3] = 1 土質 土砂(岩塊・玉石混り土含む)			[J4] = 1 DID区間の有無 DID区間無				
[JD] = 9 運搬距離 7.5km以下							

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 4 号 施工パッケージ 】							
床掘り 土砂 小規模							
1 m3 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			18.73				
バックホウ(加-ラ型)[後方超小旋回型・排対:2次] 標準バックホウ 山積0.28m3[平積0.2m3]			18.73				
【労務】			74.16				
運転手(特殊)			40.26				
普通作業員			33.90				
【材料】			7.11				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			7.11				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 土質 土砂				[J2] = 5 施工方法 上記以外(小規模)			
[J5] = 1 費用の内訳 全ての費用							

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 8 号 施工パッケージ 】							
胴込・裏込材(碎石) 大型ブロック (再生碎石 RC-40 ,)							1 m3 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			6.75				
<賃>バックホウ(クローラ型クレーン機能付) 山積0.8m3(平積0.6)吊能力2.9t 排1~3,2011,2014			6.75				
【労務】			56.04				
普通作業員			32.09				
特殊作業員			14.28				
運転手(特殊)			8.75				
その他(労務)							
【材料】			37.21				
再生クラッシュラン 40~0mm			34.22				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			2.99				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 2 ブロックの種類 大型ブロック			[J2] = 1 胴込・裏込材規格 再生碎石 RC-40				

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 9 号 施工パッケージ 】							
胴込・裏込材(砕石) 大型ブロック (割ぐり石(150~50mm) ,) 1 m3 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			6.75				
<賃>バックホウ(クローラ型クレーン機能付) 山積0.8m3(平積0.6)吊能力2.9t 排1~3,2011,2014			6.75				
【労務】			56.04				
普通作業員			32.09				
特殊作業員			14.28				
運転手(特殊)			8.75				
その他(労務)							
【材料】			37.21				
割ぐり石 150~50mm			34.22				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			2.99				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 2 ブロックの種類 大型ブロック				[J2] = 5 胴込・裏込材規格 割ぐり石(150~50mm)			

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 10 号 施工パッケージ 】							
吸出し防止材(全面)設置							
1 m2 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【労務】							
			22.33				
普通作業員			19.38				
土木一般世話役			2.95				
【材料】			77.67				
不織布(合織) 厚10mm,強度9.8kN/m			77.67				
【端数調整】							
[条件] [y1] = 1 吸出し防止材規格 不織布(合織) 厚10mm 9.8kN/m							

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 12 号 単価表 】						
1号小口止工						1 箇所 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
コンクリート トラック(クレーン機能付)打設 小型構造物 18-8-40高炉60% 一般養生	0.93	m3			P 33 号	
型枠 一般型枠 小型構造物	6.33	m2			P 34 号	
型枠 化粧型枠 小型構造物	0.84	m2			P 35 号	
化粧型枠 25×1178×880 (ハツ石割肌風)	0.84	m2				
計						
単位当たり						

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 13 号 単価表 】						
2号小口止工						1 箇所 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
コンクリート トラック(クレーン機能付)打設 小型構造物 18-8-40高炉60% 一般養生	1.07	m3			P 33 号	
型枠 一般型枠 小型構造物	7.28	m2			P 34 号	
型枠 化粧型枠 小型構造物	0.97	m2			P 35 号	
化粧型枠 25×1178×880 (ハツ石割肌風)	0.97	m2				
計						
単位当たり						

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 14 号 単価表 】						
すり付工 練石積						10 m2 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
石積(張) 積工 練石 玉石	10	m2			P 36 号	
胴込・裏込コンクリート 積工 18-8-40高炉60%	1.17	m3			P 37 号	
野面石採取 控長35cm	10	m2			施 38 号	
計						
単位当たり						

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 15 号 施工単価表 】						
防護柵(ガードレール)設置工(手間のみ) 土中建込 塗装 Gr-C-4E 曲線部無 (規模21m未満 ,時間制約無 夜間作業無)						1 m 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
防護柵設置工(ガードレール) 標準型 土中建込・塗装品(白色) Gr-C-4E 【材工共】	1	m				
標準型ガードレール(路側用,土中建込) Gr-C-4E 塗装(白色) 差引材料費	1	m				
諸 雑 費 (丸め)						
計	1	式				
単位当たり						
[条件]						
[A] = 3 施工区分 土中建込 塗装 Gr-C-4E			[B] = 5 施工規模 施工規模21m未満			
[C] = 1 時間制約 時間制約無			[D] = 1 夜間作業 夜間作業無			
[E] = 1 曲線部補正 曲線部無						

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 16 号 施工単価表 】						
防護柵(ガードレール)撤去工 土中建込 Gr-A,B,C-4E (時間制約無 夜間作業無 ,)						1 m 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
防護柵設置工(ガードレール) 標準型・撤去 土中建込 A,B,C(支柱間隔4m) 【手間のみ】	1	m				
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 2 施工区分 土中建込 Gr-A,B,C-4E			[B] = 1 時間制約	時間制約無		
[C] = 1 夜間作業 夜間作業無						

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 17 号 施工パッケージ 】							
土砂等運搬 標準 ハックル山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂 (15.5km以下 DID区間無 , 労務損耗費(良好)含む)							1 m3 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			44.67				
ダンプトラック[オロト・ティセル] 10t積級			44.67				
【労務】			40.44				
運転手(一般)			40.44				
【材料】			14.89				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			14.89				
【端数調整】							
[条件]							
[J1] = 1 土砂等発生現場 標準				[J2] = 1 積込機種・規格 ハックル山積0.8m3(平積0.6m3)			
[J3] = 1 土質 土砂(岩塊・玉石混り土含む)				[J4] = 1 DID区間の有無 DID区間無			
[J5] = 13 運搬距離 15.5km以下							

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 18 号 施工パッケージ 】							
路体(築堤)盛土 4.0m以上 20,000m3未満 障害無し							
1 m3 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			17.31				
<賃>ブルドーザ 湿地,7t級 排対型1,2次基準 低騒音			10.87				
<賃>振動ローラ(土木用フラットSドラム型) 質量11~12t 排対型1,2,3次 低騒音			6.44				
【労務】			67.71				
運転手(特殊)			46.57				
普通作業員			21.14				
【材料】			14.98				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			14.98				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 3 施工幅員 4.0m以上 [J5] = 1 障害の有無 障害無し				[J4] = 1 施工数量 20,000m3未満			

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 19 号 施工パッケージ 】							
整地 敷均し(ルズ) 標準(10,000m3未満)							1 m3 当り
(障害無し ,)							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			22.80				
<賃>バックホウ(クローラ型) 山積0.8m3(平積0.6) 排1~3,2011,2014			22.80				
【労務】			53.11				
運転手(特殊)			53.11				
【材料】			24.09				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			24.09				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 2 作業区分 敷均し(ルズ)			[J3] = 1 施工数量 標準(10,000m3未満)				
[J4] = 1 障害の有無 障害無し							

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 20 号 施工パッケージ 】							
積込(ルーズ) 土砂 土量50,000m3未満							1 m3 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			42.39				
バックホウ(クロー型) [標準型・排対:2014年規制] 標準バックホウ 山積0.8m3[平積0.6m3]			42.39				
【労務】			38.74				
運転手(特殊)			38.74				
【材料】			18.87				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			18.87				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 土質 土砂			[J2] = 1	作業内容 土量50,000m3未満			

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 21 号 施工パッケージ 】							
土砂等運搬 標準 ハック材山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂 (11.5km以下 DID区間無 , 労務損耗費(良好)含む)							1 m3 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			44.67				
ダンプトラック[オロト・ティセル] 10t積級			44.67				
【労務】			40.44				
運転手(一般)			40.44				
【材料】			14.89				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			14.89				
【端数調整】							
[条件]							
[J1] = 1 土砂等発生現場 標準				[J2] = 1 積込機種・規格 ハック材山積0.8m3(平積0.6m3)			
[J3] = 1 土質 土砂(岩塊・玉石混り土含む)				[J4] = 1 DID区間の有無 DID区間無			
[J5] = 12 運搬距離 11.5km以下							

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 22 号 施工単価表 】						
敷鉄板設置・撤去						100 m2 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役						
設置・撤去		人				
とび工						
設置・撤去		人				
普通作業員						
設置・撤去		人				
バックホウ運転(クレーン機能付)(賃料) クレーン型 山積0.8m3(平積0.6) 排対型:2014年規制		日				
諸 雑 費 (率+丸め)						
労務、賃料、運転経費の%		%				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 3 作業区分 設置・撤去		[Xc] = 6	バックホウ規格区分	排対型:2014年規制		

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 23 号 施工単価表 】						
敷鉄板賃料 22 × 1524 × 3048(mm)						1 枚 当り
(, 供用日数23日)						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
(賃料)銅板 22 × 1524 × 3048, 802kg/枚 90日以内	1	枚				
(賃料)銅板 22 × 1524 × 3048, 802kg/枚 整備費	1	枚				
諸 雑 費 (丸め)						
計	1	式				
単位当たり						
[条件]						
[A] = 2 敷鉄板の種類 22 × 1524 × 3048(mm)			[B] = 23.000 日	供用日数		
[C] = 1 整備費の有無 有			[D] = 0.000 t	不足分弁償金数量		

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 24 号 単価表 】						
大型土のう製作・設置・撤去						
10 袋 当り						
(,)						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
購入土(土砂2)						
見積	10	m3				
土砂等運搬 標準バック山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂 15.5km以下 DID区間無 夕作損耗費(良好)含む	8.33	m3			P 17 号	
大型土のう製作・設置 設置作業半径5m以下 設置面高さ-3m H 2m	10	袋			単 39 号	
大型土のう撤去 設置作業半径6m以下 設置面高さ-3m H 2m	10	袋			施 40 号	
土砂等運搬 標準バック山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂 7.5km以下 DID区間無 夕作損耗費(良好)含む	8.33	m3			P 41 号	
建設発生土受入費 砂・砂質土・礫質土 (有)小塩組三坂残土埋立地 受入地 庄原市東城町	8.33	m3				
計						
単位当たり						

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 25 号 施工単価表 】						
架樋工						1 m 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
普通作業員		人				
合成樹脂排水材(高密度ポリエチレン管) 内面波状管(有孔・無孔) 呼び径300mm <シングル構造> 損料率0.2	1	m				
諸 雑 費 (丸め)						
計	1	式				
単位当たり						
[条件] [A] = 0.200 損料率			[B] = 0.050 人	普通作業員数量		

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 26 号 施工単価表 】						
ポンプ設置・撤去						1 箇所 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
バックホウ運転(クレーン機能付)(賃料) ク-5型 山積0.8m3(平積0.6) 排対型:3次基準		日				
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件] [Xc] = 4 バックホウ規格区分 排対型:3次基準						

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 27 号 施工単価表 】						
ポンプ運転 作業時排水 排水量0以上120m ³ /h未満 (全揚程10m ,)						1 日 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
特殊作業員		人				
工用水中ポンプ運転(賃料) 口径200mm 全揚程10m 発動発電機		日				
発動発電機運転(賃料) ディーゼル45kVA 超低騒音型・排対型3次		日				
諸 雑 費 (率 + 丸め) 労務費、機械経費 及び運転経費の % 計		%				
単位当たり						
[条件]						
[A] = 1 排水量(m ³ /h)区分 排水量0以上120m ³ /h未満			[B] = 1 排水方法 作業時排水			
[C] = 1 全揚程規格 全揚程10m			[Xc] = 5 発動発電機規格区分 超低騒音型・排対型3次			

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 28 号 施工パッケージ 】							
現場発生産品及び支給品運搬 クレーン装置付2t積 吊能力2.9t (DID区間無 ,運搬距離49.0km以下)							1 t 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			13.79				
トラック[クレーン装置付] ^-トラック2t積 吊能力2.9t			13.79				
【労務】			83.40				
運転手(特殊)			42.15				
特殊作業員			41.25				
【材料】			2.81				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			2.81				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 トラック機種 クレーン装置付2t積 吊能力2.9t [J5] = 14 片道運搬距離(km) 49.0km以下				[J4] = 1 DID区間の有無 DID区間無			

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 29 号 施工パッケージ 】							
積込(ルーズ) 土砂 小規模(標準)							
1 m3 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			26.01				
バックホウ(クロー型) [標準型・排対型:2次基準] 標準バックホウ 山積0.28m3[平積0.2m3]			26.01				
【労務】			62.89				
運転手(特殊)			62.89				
【材料】			11.10				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			11.10				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 土質 土砂			[J2] = 4	作業内容 小規模(標準)			

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 30 号 施工パッケージ 】							
現場打基礎コンクリート 基礎砕石有							
(18-8-40高炉60% ,一般・特殊養生(練炭))							
1 m3 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			2.09				
<賃>バックホウ(クローラ型クレーン機能付) 山積0.8m3(平積0.6)吊能力2.9t 排1~3,2011,2014			1.47				
<賃>バックホウ(クローラ型) 山積0.8m3(平積0.6) 排1~3,2011,2014			0.62				
【労務】			67.80				
普通作業員			18.74				
型わく工			17.98				
土木一般世話役			10.22				
特殊作業員			10.17				
その他(労務)							
【材料】			30.11				
レディーミクストコンクリート指定品 18-8-40 W/C(60%),高炉			25.85				
軽油 バトロール給油,2~4KL積載車給油			1.42				

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 31 号 施工パッケージ 】							
大型ブロック積 2,000kg/個以下 水抜きパイプ無し							
1 m2 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			11.36				
<賃>バックホウ(クローラ型クレーン機能付) 山積0.8m3(平積0.6)吊能力2.9t 排1~3,2011,2014			11.36				
【労務】			76.81				
運転手(特殊)			24.56				
普通作業員			17.25				
ブロック工			14.87				
[参考値] 土木一般世話役			10.52				
その他(労務)							
【材料】			11.83				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			11.83				
【端数調整】							
[条件] [J2] = 1 大型ブロックの質量 2,000kg/個以下				[J1] = 2 水抜きパイプの有無	水抜きパイプ無し		

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 32 号 施工パッケージ 】							
現場打天端コンクリート							
(18-8-40高炉60% ,一般養生)							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】							
			2.43				
<賃>バックホウ(クローラ型クレーン機能付) 山積0.8m3(平積0.6)吊能力2.9t 排1~3,2011,2014			2.43				
【労務】							
			63.99				
型わく工			21.93				
普通作業員			15.12				
土木一般世話役			10.73				
特殊作業員			7.30				
その他(労務)							
【材料】							
			33.58				
レディーミクストコンクリート指定品 18-8-40 W/C(60%),高炉			32.10				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			1.48				
【端数調整】							

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 33 号 施工パッケージ 】							
コンクリート パック杓(クレーン機能付)打設 小型構造物 (18-8-40高炉60% ,一般養生)							1 m3 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			3.42				
<賃>バックホウ(クローラ型クレーン機能付) 山積0.8m3(平積0.6)吊能力2.9t 排1~3,2011,2014			3.23				
その他(機械)							
【労務】			37.14				
普通作業員			10.97				
特殊作業員			9.81				
土木一般世話役			7.69				
運転手(特殊)			6.24				
その他(労務)							
【材料】			59.44				
レディーミクストコンクリート指定品 18-8-40 W/C(60%),高炉			57.74				
軽油 バトロール給油,2~4KL積載車給油			1.61				

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 34 号 施工パッケージ 】							
型枠 一般型枠 小型構造物							1 m2 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【労務】			100.00				
型わく工			44.28				
普通作業員			30.82				
土木一般世話役			11.86				
その他(労務)							
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 型枠の種類 一般型枠			[J2] = 2 構造物の種類 小型構造物				

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 35 号 施工パッケージ 】							
型枠 化粧型枠 小型構造物							1 m2 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【労務】			100.00				
型わく工			32.56				
普通作業員			22.66				
土木一般世話役			8.72				
その他(労務)							
【端数調整】							
[条件] [J1] = 2 型枠の種類 化粧型枠			[J2] = 2 構造物の種類 小型構造物				

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 36 号 施工パッケージ 】							
石積(張) 積工 練石 玉石							
1 m2 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			6.78				
<賃>バックホウ(クローラ型クレーン機能付) 山積0.28m3(平積0.2)吊能力1.7t 排対型1,2,3次 低騒音			6.78				
【労務】			89.95				
普通作業員			44.62				
運転手(特殊)			25.36				
石工			15.03				
[参考値] 土木一般世話役			4.94				
【材料】			3.27				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			3.27				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 積張の区分 積工 [J3] = 1 石の種類 玉石				[J2] = 1 構造区分 練石			

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 37 号 施工パッケージ 】							
胴込・裏込コンクリート 積工 (18-8-40高炉60% ,)							1 m3 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			1.83				
<賃>バックホウ(クローラ型クレーン機能付) 山積0.28m3(平積0.2)吊能力1.7t 排対型1,2,3次 低騒音			1.83				
【労務】			29.13				
普通作業員			11.32				
特殊作業員			10.09				
運転手(特殊)			6.87				
その他(労務)							
【材料】			69.04				
レディーミクストコンクリート指定品 18-8-40 W/C(60%),高炉			68.16				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			0.88				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 積張の区分 積工				[N1] = 7 胴込・裏込コンクリート規格 18-8-40(高炉)W/C60%			

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 38 号 施工単価表 】						
野面石採取 控長35cm						1 m2 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
普通作業員		人				
諸 雑 費 (丸め)						
計	1	式				
単位当たり						
[条件]						
[A] = 5 石種別 野面石採取			[B] = 2 控長 35cm			
[C] = 0.000 % 補正值			[SF] = 2 山林砂防工		(普通作業員) 普通作業員	

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 39 号 単価表 】						
大型土のう製作・設置 設置作業半径5m以下 (設置面高さ-3m H 2m,)						10 袋 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
1t土のう 丸型,径110cm×長108cm	10	枚				
バックホウ運転(クレーン機能付)(賃料) 加-ラ型・後方超小旋回型 山0.45m3 超低騒音・排対:2014規制		日				
諸 雑 費 (率 + 丸 め)						
労務費の% 計		%				
単位当たり						

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 40 号 施工単価表 】						
大型土のう撤去 設置作業半径6m以下 (設置面高さ-3m H 2m,)						10 袋 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
バックホウ運転(クレーン機能付)(賃料) ク-ラ型 山積0.8m3(平積0.6) 超低騒音・排対:2014規制		日				
諸 雑 費 (率 + 丸 め)		%				
労務費の% 計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 4 作業区分 撤去			[y1] = 4 大型土のう規格 製作しない場合			
[C] = 3 設置作業半径 6m以下			[D] = 1 設置面高さ(H) -3m H 2m			
[x1] = 9 バックホウ規格区分 超低騒音型・排対型:2014年規制						

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 41 号 施工パッケージ 】							
土砂等運搬 標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂 (7.5km以下 DID区間無 ,タイヤ損耗費(良好)含む)							1 m3 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			44.67				
ダンプトラック[オロト・ティセル] 10t積級			44.67				
【労務】			40.44				
運転手(一般)			40.44				
【材料】			14.89				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			14.89				
【端数調整】							
[条件]							
[J1] = 1 土砂等発生現場 標準				[J2] = 1 積込機種・規格 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3)			
[J3] = 1 土質 土砂(岩塊・玉石混り土含む)				[J4] = 1 DID区間の有無 DID区間無			
[J5] = 10 運搬距離 7.5km以下							

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 42 号 施工単価表 】						
仮設材等の積込み・取卸し費 基地積込 現場 基地取卸 (仮設材12t ,)						1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
仮設材等の積込・取卸費 基地積込～現場～基地取卸	12	t				
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件] [A] = 5 施工区分 基地積込 現場 基地取卸			[B] = 12.000 t	仮設材質量		

第50号 普通河川佐久保川河川災害復旧工事

【 第 43 号 施工単価表 】						
仮設材等の運搬 製品長12m以内 (割増なし 往復 ,片道運搬距離12.7km)						1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
トラック運賃	12	t				
往復						
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 1 製品長 12m以内			[B] = 12.700 km			片道運搬距離
[C] = 1 運賃割増区分 割増なし			[D] = 0.000			運賃割増率
[y1] = 2 運搬区分 往復			[y4] = 2 その他の諸料金 計上しない			
[y5] = 2 有料道路利用料 計上しない			[y3] = 12.000 t			仮設材質量

数量集計表

普通河川 佐久保川 (新神田谷橋上)

工種	種 別	細 別	規 格	単 位	数 量	計上数量	摘 要
	河川土工			式		1	
		掘削	土砂	m3	34.5	30	
	盛土工						
		盛土	W<2.5	m3	7.5	8	
	残土処理工			式		1	
		残土処分	土砂	m3	53.1	50	
	ブロック積工			式		1	
	作業土工						
		床 堀	土砂	m3	50.9	50	
		埋 戻	C	m3	24.0	20	
		基面整正	土砂	m2	12.8	13	
	ブロック積工			式		1	
		中空ブロック積	控0.50m	m2	44.0	44	
		中詰材	0.265m3/m2	m3	11.7	12	
		裏込碎石		m3	23.3	23	
		吸出し防止材		m2	44.0	44	
		天端工		m	15.4	15	
		基礎工		m	15.4	15	
	小口止工			式		1	
		1号小口止工		箇所	1.0	1	
		2号小口止工		箇所	1.0	1	
	防護柵工			式		1	
		ガードレール撤去		m	4.0	4	
		再設置		m	4.0	4	
	雑 工						
	すりつけ工			式		1	
		石積工	練石積	m2	4.0	4	

